

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年7月28日（平成28年（行個）諮問第123号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行個）答申第122号）

事件名：本人に係る平成20年度弁理士試験口述試験成績の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人に係る平成20年度弁理士試験口述試験（以下「口述試験」という。）成績に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年8月18日付け20150803特許10により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

平成20年度口述試験の合格者である異議申立人に対し、当該試験の科目別成績を開示しても、弁理士試験委員（以下「試験委員」という。）に対していわれのない誹謗中傷がされる原因が生じるおそれは一切ない。

誹謗中傷がなければ、各試験委員の自由で公正中立な採点を行うという基本的な姿勢が萎縮的な影響を受けることはなく、試験委員が受験者の弁理士としての適格性を総合的に判断するという本来の採点のあり方を損なうおそれもない。また、試験委員の一部を弁理士や庁外の学識経験者に委託しているとしても、試験委員の辞退者が発生する可能性はなく、弁理士試験に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。

異議申立人は、弁理士であり、特定団体の人事委員長であり、その立場として会員の中から試験委員を送り出す身にあることから、試験委員に対していわれのない誹謗中傷をするという結果もない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本人に係る「平成20年度口述試験成績」との本件開示請求に対し、処分庁は、平成27年8月18日付けで不開示とする原処分を行った。

2 原処分及び理由

処分庁は、本件対象保有個人情報については、法14条7号に該当するため、不開示とする原処分を行った。

3 異議申立人の主張についての検討

(1) 口述試験の科目別成績を開示した場合の試験委員への誹謗中傷可能性について確認する。

口述試験の試験科目（特許・実用新案法科目，意匠法科目，商標法科目）の試験委員は、いずれもその科目の専門家十数名であり，そのうちの大多数は特許庁外の者である。

その多くは，所属している機関のホームページ等において氏名及び顔写真並びに専門分野が掲載されており，弁理士試験を構成する短答式筆記試験，論文式筆記試験及び口述試験のいずれも試験委員の氏名及び担当する科目名を予め公表していることからすれば，受験者は弁理士試験の科目ごとの試験委員の情報について，容易に取得できる状況にある。

論文式筆記試験については，科目別成績を開示しても試験委員の誰が採点したかを特定することができないため，どの試験委員が自分に対してどのような採点を行ったのかが明らかになることはない。

口述試験については，受験者が一人ずつ各科目（特許・実用新案科目，意匠科目，商標科目）の試験室を順次移動し，各試験室において試験委員2名が受験者を試問して，A（よくできている），B（普通にできている），C（不十分である）のゾーン方式で採点を行っている。口述試験の合格基準はC評価の科目が2つ以上ないこととしている。

この実施方法からすれば，受験者は公表されている試験委員の氏名及び担当する科目等でインターネット検索・閲覧した顔写真と口述試験において対面した記憶によって，採点した試験委員を特定できることから，科目別成績を開示すると，どの試験委員が自分に対してどのような採点を行ったのかが明らかになる。

その結果，いわれのない誹謗中傷がされるおそれがあり，試験委員の自由で公正中立な採点を行うという基本的な姿勢が萎縮的な影響を受け，本来の採点の在り方を損なうおそれがあることから，口述試験の科目別成績は開示していない。

(2) 異議申立人は，仮に異議申立人に口述試験の科目別成績を開示したとしても，試験委員らに対していわれのない誹謗中傷がされる原因が生じるおそれは一切なく，また，異議申立人の現在の身分及び立場からすれば，試験委員らに対していわれのない誹謗中傷をする結果もないと主張する。

しかしながら，他人への誹謗中傷は必ずしも身分や立場を明らかにして行われるものではなく，インターネット上で容易に匿名での発言が可能となっている昨今の状況を踏まえると，試験委員に対する誹謗中傷の

可能性は受験者に関して一様に認められる。そもそも弁理士試験受験者の試験成績の開示については、開示請求者の現在の身分や立場によって開示・不開示の判断をすべきではなく、試験委員の自由で公正中立な採点を行うという基本的な姿勢を損なうおそれがあるか否かによって判断をすべきである。

また、弁理士試験は、短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験から構成されており、口述試験において受験者と少数の試験委員とが対面し、大手予備校等の受験業界から高い関心を集めているなど、多くの点で旧司法試験と性格を同じくしているところ、その旧司法試験の口述試験の科目別成績の開示請求に関する裁判例に示された趣旨からすれば、どの考査委員が自分に対してどのような採点を行ったのかが明らかになる場合、不開示としたのは適法とされているから、弁理士試験の口述試験に係る本件においても同様の判断を下すことは十分可能である。

- (3) したがって、口述試験の科目別成績について開示請求があった本件についてみるに、開示請求者の身分や立場を問わず試験委員への誹謗中傷の可能性が認められるという事実や、試験委員の活動への萎縮的影響という裁判例に示された指摘からしても、試験委員への負担や試験委員確保の難航という運営上の支障は避けられず、法14条7号が適用される。

よって、口述試験科目別成績を不開示とした原処分判断は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 平成29年3月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月14日 審議
- ⑥ 同年9月1日 審議
- ⑦ 同年10月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、異議申立人本人の口述試験の成績である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、法14条7号に該当するため不開

示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

(1) 弁理士試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われ（弁理士法9条）、論文式による試験は短答式による試験に合格しなければ受験することができず、筆記試験に合格した者は、口述試験を受験することができる（同法10条3項）こととされており、口述試験は、特許及び実用新案、意匠、商標の3科目に関する法令について実施され（弁理士法施行規則4条1項）、試験は、工業所有権審議会が行う（同法12条1項）こととされている。

また、試験委員は、試験問題の作成及び採点をさせる必要があるときに、工業所有権審議会に置くことができるとされ（工業所有権審議会令1条4項）、特許庁長官が任命し（同令2条3項）、問題の作成及び採点が終了したときには解任され（同令3条5項）、同審議会の庶務は、特許庁において行われることとされている（同令9条）。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 試験委員は、氏名及び担当科目が、弁理士試験施行内容とともに、官報において公告される。

イ 口述試験は、各科目最大10分程度を目安とし、それぞれ2名の試験委員により実施される。受験者は各科目の試験室を順次移動して、試問を受ける。試験委員の氏名は、受験者に伝えない。

採点基準は、A（良くできている）、B（普通にできている）、C（不十分である）の3段階評価であり、採点は、同室2名の試験委員で協議して決定し、3科目のうちC評価の科目が2科目以上なければ合格となる。

ウ 多くの試験委員は、所属する機関のウェブサイト等において、氏名、顔写真、専門分野等を掲載しており、各受験者は、口述試験において対面した記憶と、上記アにより公表された氏名及び担当科目とを照合することで、口述試験を実施した試験委員を容易に特定することができる。

したがって、口述試験の科目別の成績を開示することにより、各試験委員による採点結果が明らかとなり、その結果、当該試験委員に採点結果に対する質問、苦情及び批判等が寄せられれば、試験委員の自由で公正中立な採点を行うという基本的な姿勢に対し萎縮的な影響を与え、受験者の弁理士としての適格性を総合的に判断するという本来の採点の在り方が損なわれ、さらには受験者からの質問、苦情及び批判等が寄せられることを理由に、試験委員の辞退者が発

生する可能性があるなど、当該試験の適正な運営及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号に該当するとして不開示とした。

- (3) 諮問庁から「平成20年1月18日付け官報」及び「弁理士試験の具体的実施方法について（平成20年3月21日工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会）」の提示を受けて確認したところ、平成20年度弁理士試験の実施方法及び試験委員名の公表については、諮問庁の上記(2)ア及びイの説明のとおりと認められる。

また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、試験委員の氏名をインターネットで検索することにより、その所属する機関のウェブサイト等において多くの試験委員の顔写真が掲載されていると認められることから、口述試験を実施した試験委員を容易に特定できる旨の諮問庁の上記(2)ウの説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象保有個人情報を開示すると、採点結果に対する質問、苦情及び批判等が寄せられることを理由に、試験委員の辞退者が発生する可能性があり、それにより、試験委員を確保することが困難になる等、特許庁における適正な弁理士試験の運営及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当するとして不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久